

不用品売却に係る仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 売却する物品

品名：鉄・スクラップ、アルミ、銅線、ステンレス

※数量等は別紙のとおりとする。なお、この値は推計であり、実際の搬出量を保証するものではない。

3 売却する物品の引渡し日時

岩手県立久慈病院が指定する日時とする。

4 売却する物品の引渡し場所

岩手県立久慈病院（岩手県久慈市旭町第10地割1番）

5 売却する物品の搬出作業について

- (1) 搬出する日時および場所ならびに搬出作業手順については、事前に岩手県立久慈病院、買受人で協議を行い、岩手県立久慈病院が了承をした内容により作業を実施すること。
- (2) 買受人は機器等を搬出する際には、引渡し場所の建物・設備等を破損しないよう、十分に留意のうえ作業を行うものとし、必要に応じて養生等を行うこと。
また、作業実施場所においては、通行人および通行車両に危険が生じないよう十分に留意のうえ作業を行うものとし、通行人および通行車両（タクシーを含む）の誘導作業を行うこと。
- (3) 買受人は、搬出作業時は清潔なユニフォームおよび会社名と氏名を記載した名札を着用し、身分を証明できるようにすること。

6 引渡しに要する費用

5を含め搬出及び引渡し後に発生する費用については、すべて買受人の負担とする。